

山形県水泳連盟規約

第一章 総 則

- 第1条 本連盟は、山形県水泳連盟(以下「連盟」という)と称し、県内の水泳団体及び愛好者をもって組織する。
- 第2条 本連盟は、事務局を山形市に置く。
- 第3条 本連盟は、県内の水泳及び水泳競技(競泳・飛込・水球及びアーティスティックスイミング)の統括代表団体としての資格で、日本水泳連盟並びに山形県体育協会に加盟する。
- 第4条 本連盟は、県内の水泳及び水泳競技の健全な普及発達を図ることを目的とする。
- 第5条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
1. 各種水泳競技大会の開催並びに後援をすること。
 2. 水泳の普及、指導者の養成並びに水泳競技の強化事業を行うこと。
 3. 水泳及び水泳競技に関する調査研究並びに指導講習を行うこと。
 4. その他本連盟の目的達成に必要な事業を行うこと。

第二章 役員・事務局員

- 第6条 本連盟に、次の役員を置く。
1. 会長 1名、副会長 若干名、理事 若干名(うち常任理事 若干名)、評議員 若干名、監事 2名。
 2. 前項に定める役員のほか、名誉会長1名、顧問若干名を置くことができる。
- 第7条 会長、副会長は、評議員会で選出する。
2. 会長は、本連盟を代表し会務を統括する。
 3. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
 4. 副会長は、専門委員を兼ねることができる。
- 第8条 評議員は、各地区水泳連盟より推薦された者若干名、及び会長が推薦する学識経験者の中から40名以内を理事会の同意を得て会長が任命する。
- 第9条 理事長、副理事長は、理事の互選で選出し、会長が委嘱する。
2. 理事長は、理事を統括し会務の処理にあたる。
 3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
- 第10条 理事は、県水泳連盟に加盟する各地区水泳連盟から推薦された者1名、学校体育団体から推薦された者、及び会長の推薦する学識経験者を、評議員会の承認を得て会長が委嘱する。
- 第11条 本連盟の統括的事務を処理するため、事務局長1名、事務局次長1名、事務局員若干名を置く。事務局員は、会長が委嘱し会務に従事する。
2. 事務局長及び事務局次長は、理事及び専門委員を兼ねることができる。
 3. 事務局に関する事項は、評議員会の承認を経て会長が別に定める。
- 第12条 監事は、評議員会の承認を得て会長が委嘱し、会計を監査する。
- 第13条 名誉会長並びに顧問は、理事会で推薦したものにつき、評議員会の承認を得て会長が委嘱し、重要事項についての会長の諮問に応ずる。
- また、理事会、評議員会に出席して意見をのべることができる。
- 第14条 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。
2. 補充役員は前任者の残任期間とする。

第三章 会 議

- 第15条 常任理事会は、本連盟事業全般の企画及び調整を行う。
2. 理事会は、会長が必要と認めたときに随時これを開き、その事項を議決して執行にあたる。
 3. 緊急なる事項については理事会において専決し、執行にあたることができる。

第16条 評議員会は年1回以上会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画並びに結果の報告
- (2) 予算及び決算について
- (3) 役員の選出
- (4) 規約の改廃
- (5) その他必要と認める事項

- 2. 評議員会の審議は、出席者(委任状出席を含む)の過半数の同意を得なければならない。
- 3. 評議員の3分の1以上、又は監事から会議の目的を示し請求があったときは、会長は、遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

第四章 専門委員会・特別委員会

第17条 本連盟に次の専門委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 普及委員会
- (4) 情報システム委員会
- (5) 強化委員会
- (6) 競泳委員会
- (7) 飛込委員会
- (8) 水球委員会
- (9) アーティスティックスイミング委員会

- 2. 専門委員会は本連盟の事務執行にかかわる専門的事務を行う。
- 3. 専門委員会に関する規定は理事会の議決を経て会長が別に定める。

第18条 本連盟に特別委員会を置くことができる。

- 2. 特別委員会は本連盟の特別な事項について企画立案協議する。
- 3. 特別委員会に関する規定は理事会の議決を経て会長が別に定める。

第五章 会 計

第19条 本連盟の経費は次の収入をもって充てる。

- (1) 加盟金
- (2) 補助金
- (3) 事業収入
- (4) 寄付金
- (5) その他

第20条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第六章 附 則

第21条 本規約は、評議員会において出席者の3分の2以上の同意を得て改廃することができる。

第22条 本規約は昭和44年 9月27日から施行する。

昭和60年 4月 1日一部改正
平成15年 4月19日一部改正
平成17年 4月16日一部改正
平成19年 4月14日一部改正
平成21年 4月26日一部改正
平成25年 4月20日一部改正
平成30年 4月30日一部改正